

## 専門学校日本医科学大学校 学校関係者評価委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）における学校関係者評価の実施及び結果の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、学校関係者評価とは、学校教育法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

### (委員会の設置)

第3条 本校は、より実践的な職業教育の質を確保するため、本校の関係者により組織した専門学校日本医科学大学校 学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第4条 委員会は、自己評価の結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか、客観的視点から、教育活動及び学校運営の状況についての各種資料の検証、本校の諸活動の評価を行い、その結果を学校長に報告する。

### (委員会の組織)

第5条 委員会は、本校教職員以外の者で、次に掲げる者のうちから学校長が委嘱し組織する。

- (1) 学生・卒業生
- (2) 保護者
- (3) 関係業界（実習施設等）
- (4) 専修学校団体
- (5) 自治体
- (6) その他学校長が必要と認める者

### (委員会の委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条に定める委員のうちから、学校長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、前条に定める委員のうちから、委員長が1名指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

### (任期)

第7条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の議事)

第 8 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することはできない。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(学校関係者評価の実施)

第 9 条 学校関係者評価は、毎年実施する。

(結果の答申)

第 10 条 委員会は、学校関係者評価の結果をとりまとめ、学校長に答申するものとする。

(点検・評価の対応)

第 11 条 学校長は、学校関係者評価の結果を踏まえ、改善等が必要であると判断したときは、学校運営会議に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

(結果の公表)

第 12 条 委員会は、学校長の指示に基づき、学校関係者評価の結果を広く社会に公表するものとする。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、学校長が定める。

#### 附 則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。